

令和元年度 高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの主な改正点

1 プログラム改正の経緯

平成 31 年 4 月の国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定を受け、県版プログラムの見直しを行うもの。(別紙 1 参照)

2 主な改正点 (別紙 2 に新旧対照表)

(1) 「1 本プログラムの趣旨及び目的」の修正 (P 1)

- ①国における腎症対策の方向性を追加
- ②本県の人工透析患者の状況を直近データに修正

(2) 「2 取組に当たっての関係者の役割」の修正・追加 (P 1～4)

(1)市町村及び保険者の役割	①「ア 市町村の庁内体制の整備」を追加 ②現行プログラムの役割を「イ 事業実施」として整理 ③「ウ 人材確保・育成」を追加
(2)県の役割	①「ア 庁内体制の整備」を追加 ②現行プログラムの役割を「イ 保険者への支援」として整理するとともに、福祉保健所の役割を追加
(4)医師会の役割	現行プログラムの「必要な場合は、保険者に連携体制構築のための協力依頼をする」を「必要に応じて助言を行う」と現実に即した内容に修正
(5)高知県糖尿病医療体制検討会議の役割	現行プログラムの「透析予防を目的とした病診連携体制の構築を提言する」を「透析予防の取組について助言を行う」と現実に即した内容に修正
(6)高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の役割	現行プログラムの「病診連携を推進する体制を構築する」を「病診連携を推進する」と端的な言葉に修正、他、つなぎ言葉の修正等軽微な変更
(8)国保連合会の役割	国保連合会には、KDB(国保データベースシステム)を活用したデータ分析やデータ活用方法の市町村等への支援が求められているため項目を追加
(11)その他、専門学会等の役割	日本糖尿病学会、日本腎臓病学会による保険者やかかりつけ医への助言等の支援について追加。併せて、糖尿病療養指導士との連携について追加。

(3) 「3 プログラム対象者選定の考え方(2)プログラムⅡ：糖尿病で通院する患者のうち、腎症が重症化するリスクの高い者」に、優先順位付けを行う場合の参考事項を追加 (P 6)

(4) 「4 対象者への介入方法」に実施時の注意事項等を追加

- ①プログラムⅠ：医療機関未受診者及び治療中断者への受診勧奨及び保健指導 (P 7)
 - ・受診後のフォロー及び治療中断しやすい者への支援について追記
- ②プログラムⅡ：重症化するリスクの高い者への保健指導 (P 7)

- ・治療を中断しがちな者には、本人の思いや生活状況を踏まえた保健指導が重要であるため、医療機関と保険者間で十分連携する必要がある旨を追記
- ・事業効果の確認のため、医療機関での検査結果を取得できるよう本人同意を得ておくことを追記

③ 「(4)委託する場合の留意点」を追加（P 8）

- ・重症化予防の目的を踏まえた外部委託事業者の選定、保険者と事業者間での具体的な仕様の共有
- ・委託後も現状分析・企画立案・実施・評価の各局面での内容確認や、地域の実情に応じて必要な指示など、実施主体としての役割を果たす

④ 「(5)後期高齢者における留意点」を追加（P 8）

- ・地域包括支援センター等の介護関係の各専門職種との連携も重要

(5) 「6 プログラムの評価」への追加・修正

① 「(1)保険者による評価」に、国保から後期高齢者医療への医療保険制度の移動があった場合の連携について追記（P 11）

② 「(3)事業評価の考え方」の追加（P 11～14）

- ・保険者の評価の参考として、国の「事業評価（例）」及び「アウトカム評価の考え方」を掲載
- ・「毎年把握するデータ」と「中長期的に把握するデータ」の見直し

(6) 「8 個人情報の取扱い」を国のプログラムに準じて追加（P 14～16）

(7) 「高知県版糖尿病性腎症重症化予防プログラム概要」の追加（P 17～19）

- ・県版プログラムの全体がわかるよう、体系図の前に県版プログラムの考え方と流れをまとめた概要を記載